

令和6年3月21日

## 競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

### 記

#### 1. 参加資格停止処分決定の理由等

(株) 麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町発注の入札において、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日に木曾福島区検察庁から公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴された。

#### 2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：株式会社麦島建設

代表取締役 麦島 悦司

愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番1  
0号

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第15号）別表第2第4号の規定に基づき、令和6年3月21日から令和6年12月20日まで（9か月）の参加資格停止と決定した。

参考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第2

措置要件	資格停止期間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次のア、イ又はウに掲げる者が競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10月以上12月以内</p> <p>7月以上9月以内</p> <p>4月以上6月以内</p>